

# 製品をご使用になる前に必ずお読み下さい。

下記に示されたソフトウェア製品(以下「本製品」といいます。)につきまして、使用許諾契約書を設け、お客様がこの契約書にご同意いただいた場合のみ本製品をご使用いただいております。

本製品のプログラムをインストールする前に下記の使用許諾契約書をお読みください。

## ソフトウェア使用許諾契約書

ソフトウェア製品ライセンス

製品名 : KIZUKURI

ライセンス数 : 1

株式会社 コンピュータシステム研究所(以下「甲」といいます。)は、本契約と共に提供する本製品を使用する非譲渡性かつ非独占的権利を下記条項に基づき許諾し、お客様(以下「乙」といいます。)も下記条項にご同意いただくものとします。

なお、本製品に関して甲が後に提供することがあるバージョンアップ品、交換品についても、本契約が適用されるものとします。

### 第1条 (用語定義)

- ① ソフトウェアとは、本製品に含まれる記録媒体に記録された全てのコンピュータプログラム、データおよびプロテクタをいいます。
- ② ソフトウェア複製物とは、コンピュータで読取可能な形で複製されたソフトウェアの全て、または一部分の複製物をいいます。
- ③ ドキュメントとは、本製品に含まれるマニュアルその他の印刷物をいいます。

### 第2条 (使用条件)

- ① 乙は、1ライセンスあたり1台のコンピュータに限り、ソフトウェアを主記憶装置に読み込ませて使用することができます。
- ② 乙は、ソフトウェアを保存する目的でソフトウェア複製物を作成することができます。但し、乙が作成したソフトウェア複製物の所有権は甲に帰属するものとし、記憶媒体の所有権は乙に帰属するものとします。
- ③ 乙はユーザー登録時記載した管理者の管理下においてのみ、本製品を使用するものとします。
- ④ 乙が、本製品を複数の端末からアクセス可能なネットワークサーバー等のコンピュータ等にインストールして使用する場合には、本製品を実行するために用いる各端末ごとに本製品を入手し、それぞれにつき使用許諾を受ける必要があります。

### 第3条 (禁止事項)

- ① 乙は、本契約に基づく本製品の使用权を第三者に譲渡、貸与、転売、リース、または使用权の再許諾をすることはできません。
- ② 乙は甲の許諾なしにソフトウェアまたはソフトウェア複製物の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、プロテクトの解除または回避をすることはできません。
- ③ 乙は、ソフトウェアまたはソフトウェア複製物やドキュメントの著作権表示および商標を除去したり変更することはできません。
- ④ 乙が本製品のデータを改変することはできますが、それを第三者へ有償で配布することは禁止します。

### 第4条 (保証範囲)

甲は、ソフトウェアの記録媒体やドキュメントまたはプロテクタに物理的欠陥があった場合、乙が本製品の使用权を購入した日から1年以内に限り、無料でこれらを交換いたします。

### 第5条 (責任の制限)

- ① 本製品の選択、導入および使用結果につきましては、乙の責任とさせていただきます。本製品が乙の期待する機能および使用効果に合致しなかったとしても、甲はその責任を負いません。
- ② 乙が本製品を使用した結果、乙または第三者に損害が発生したとしても、甲はその損害の種類及び程度を問わず、一切の責任を負いません。

### 第6条 (契約の解除)

- ① 乙が本契約のいずれかの条項に違反したときは、甲は事前の通知なしに本契約を終了させることができます。その場合、乙はソフトウェアとソフトウェア複製物およびドキュメントを甲に返却するか、またはすべて破棄したことを示す文章を甲に送付するものとします。
- ② 前項の場合、甲は代金の返還はいたしません。

### 第7条 (準拠法)

- ① 本契約は日本国法に準拠するものとします。
- ② 本契約の一部が法律に適合しなくなった場合は、その部分は本契約から除外します。但し、他の部分は何ら影響を受けないものとします。
- ③ 本契約に関する争訟についての専属的管轄裁判所は、仙台地方裁判所とします。

開発・発売元 株式会社コンピュータシステム研究所 (CST)

建築事業部 〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町6番1号 東京CSTビル